

至誠館大学情報教育センター管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学情報教育センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、本学の情報処理に関する中枢の施設として、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 学生の情報処理教育に関すること
- ② 教育職員の情報処理に係る教育研究に関すること
- ③ 情報ネットワークシステムの整備、運用に関すること
- ④ 事務局、附属図書館および東京キャンパスにおける情報処理システムの整備、運用に対する支援に関すること
- ⑤ 情報通信技術の活用及び推進に関すること
- ⑥ 地域における情報処理システム普及活動の支援に関すること
- ⑦ その他センターの管理運営に関し必要な業務

(職員等)

第3条 センターに情報教育センター長（以下「センター長」という。）及びセンター担当教員若干名を置く。

2 センター担当教員は、専任の教育職員のうちから、学長が任命する。

3 センター担当教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(委員会の設置)

第4条 センターの管理運営に必要な事項を審議するため、情報教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 運営委員会は、次の者をもって組織する。

- ① センター長
- ② 教育職員の中から学部長が指名する者
- ③ センター担当教員の中から学部長が指名する者

2 前項第2号及び第3号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第6条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第9条 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、学務課が処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

制定	平成12年	5月24日	(制定)
改正	平成26年	4月1日	(第1回)
	平成27年	4月1日	(第2回改正)
	平成31年	4月1日	(第3回改正)
	令和2年	4月1日	(第4回改正)
	令和4年	4月1日	(第5回改正)
	令和6年	4月1日	(第6回改正)